

栃木県公報

平 成 29 年 8月29日(火) 号 外 第 35 号

E	次
告	示

告示

栃木県告示第396号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年8月29日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 知事指定薬物の名称
 - (1) 1-(5-7) フェニルー1+7 1-7 1
 - (2) 2-(2-7)ルオロフェニル) -2-(メチルアミノ) シクロヘキサン-1-オン(通称名 2-Fluorodeschloroketamine、2-FDCK)及びその塩類
 - (3) 3—エチル-2— (3—フルオロフェニル)モルフォリン(通称名 3 F-Phenetrazine、 3—FPE)及びその塩類
- 2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力発生の日 平成29年8月30日

(薬務課)